

第1回 会報・ホームページ委員が 調査しました!

今回から会報・ホームページ委員が業務の中で気になったことや興味を持ったことを少し掘り下げて調べてみる「会報・ホームページ委員が調査しました!」を掲載します。

第1回目は藤永委員の日本刀と行政手続についてです。相続の手続を行う際などに、相続財産として日本刀が出てくる場合があります。そこで、行政書士と日本刀の関わりについて調べてみました。

日本刀と行政手続〈前編〉

会報・ホームページ委員 藤永 誠一郎

「日常生活のなかの日本刀」

「相槌を打つ」「反りが合わない」「切羽詰まる」「折り紙付き」「とんちんかん」「単刀直入」「代わりばんこ」等々。普段誰もが何気なく使う言葉に、実は日本刀が語源である言葉が数多くあります。他にも、普段の生活のなかに日本刀の制作の知恵やデザインが取り入れられています。たとえば、東京スカイツリーの優美なシルエットに日本刀のもつ「反り(そり)」がデザインとして活かされているのをご存知でしょうか。

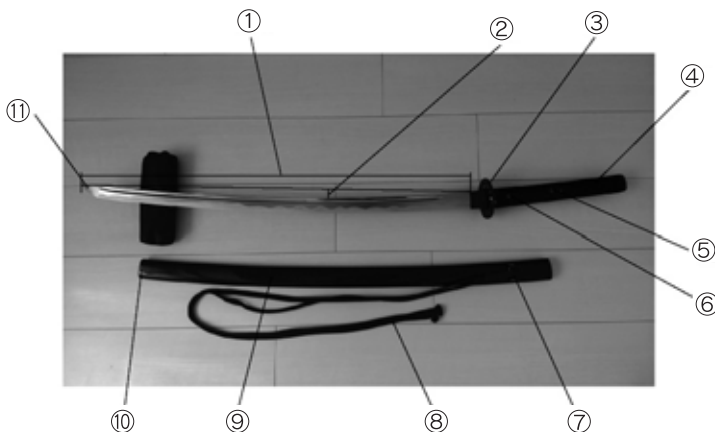
刀を腰に差して武士が町を歩いていたのは遠い昔のことではありますが、刀を語源にした言葉が多くあることなどからもわかるように、刀は日本人にとって武器であることにとどまらず、日本人の精神性を表すものとして大切にされてきた存在であり、現代においても日本の文化を代表する美術品のひとつとして大切にされてきています。現在国宝に指定されている点数のなかで、刀剣関連の指定は全体の1割にもなり、圧倒的多数を占めていることから、いかに日本人が日本刀を大事にしているかがわかります。

もちろん、刀は武器である以上、人を殺傷する道具であることは間違いありません。ですが、日本人は刀のなかに比類ない美しさを見出してきました。また、刀がご神体である神社が数多くあるように、刀そのものが神様としても敬われてきました。天皇家では新宮がご誕生された際には、当代きっての刀匠が守り刀を打ち、枕元に添える「賜剣の儀③」というものがあります。刀は邪気を祓い、生きる力を与える神器でもあります。天皇家に伝わる三種の神器のひとつが「草薙剣⑥(天叢雲剣⑦)」と呼ばれる刀であることも有名です。

現在では刀は日常的に扱うものではないため、刀を所持するためには免許が必要だとか、許可が必要だと誤解している人が多くいます。漠然と怖いものだと感じている人も多いでしょう。実際、日本刀は銃と同じく「銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)」によって、所持にあたっては厳密な法律による規制があります。しかしながら、前記したように、日本人は刀を単なる武器、道具としては見てきませんでした。銃刀法では、刀は「古式銃砲及び古式刀剣類」として、美術品のくくりとして扱われます。よって、刀は各都道府県教育委員会の登録制度に則って所持をすることが可能となり、登録さえ受けておけば、誰でも所持することができるものとなります。

写真1 日本刀各部の名称

- ① 刃長(はちょう)
- ② 反り(そり)
- ③ 鐔(つば)
- ④ 柄(つか)
- ⑤ 目貫(めぬぎ)
- ⑥ 目釘(めくぎ)
- ⑦ 栗形(くりがた)
- ⑧ 下緒(さげお)
- ⑨ 鞘(さや)
- ⑩ 鑑(こじり)
- ⑪ 切先(きっさき)



「日本刀の特徴と歴史、登録制度」

日本刀は「折れず、曲がらず、良く切れる」と言われます。折れないとは鋼が軟らかい、曲がらないとは逆に鋼が硬いということで、硬さと軟らかさ、矛盾するそれぞれの特徴があいまって良く切れるという機能性を備えることになります。

刀は刃長によって法律上以下のように、短刀、脇差、刀(打刀・大刀)に分かれます。

分類	法律上の分類	説明
短刀	刃長が30cmに満たないもの	全長1尺1、2寸(約33.3~36.4cm)以下の刀。
脇差	刃長が30cm以上60cm未満のもの	短刀よりも長く、刀よりも短い。江戸時代の大小二本差の小刀。
刀	刃長が60cm以上のもの	江戸時代の大小二本差の大刀。

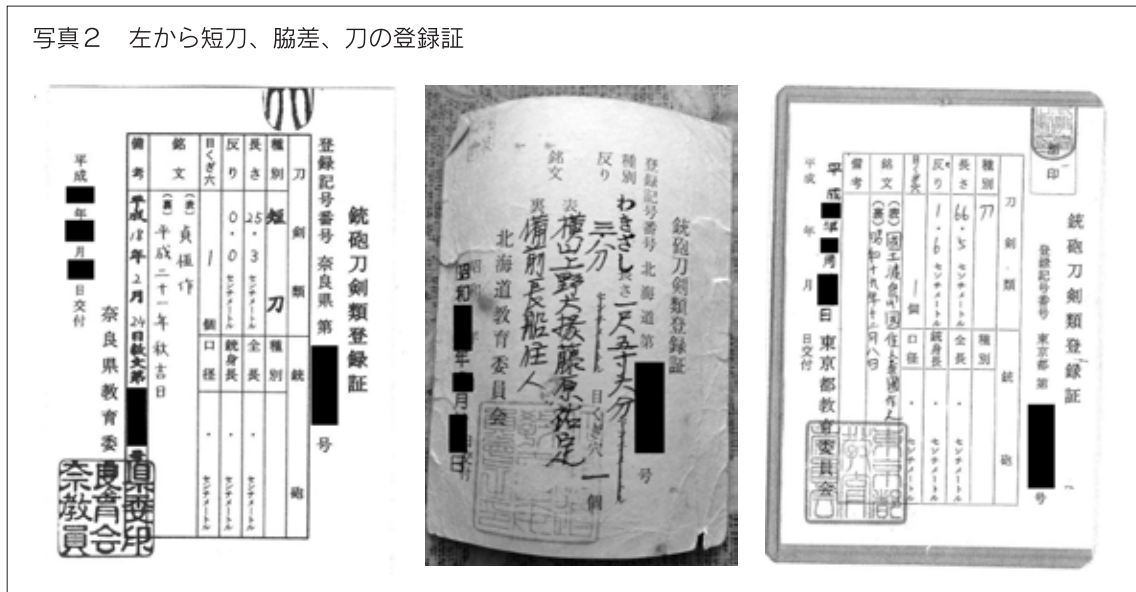


刀の見どころといえば、まずは姿全体の流れるような反りの美しさです。平安時代前期よりも以前は反りのない時代が続いていましたが、平安時代後期からは日本刀独特の反りのある鍛刀法が定着し、天下五剣(「三日月宗近④」、「童子切安綱⑤」等)のような名刀の数々が生み出されていきます。

明治9年の廃刀令発布により、刀は所持できるものの警察官等を除き帯刀ができなくなり、多くの刀工は転職を余儀なくされます。さらには、戦後、GHQの占領政策の一環により「刀狩り」が行われます。一説によればこのときに集められた刀は300万本とも言われます。名刀を含む日本刀は数多く失われ(ガソリンをかけて大量に焼かれる、海に廃棄される等)、外国に流出(戦利品として持ち帰られる等)しました。昭和20年10月には「善意の日本人が所有する骨董的価値ある刀剣は審査の上で日本人に保管を許す」という方針が打ち出され、第一回の審査では8万本の刀に所持許可証が与えられました。

そのような流れのなかで、昭和33年に「銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)」が制定され、日本刀は銃刀法第14条の古式銃法及び刀剣類の登録制度において、所持に関する登録制が定められました。

写真2 左から短刀、脇差、刀の登録証



登録証は常に日本刀と一緒にしておかなくてはなりません。非常に大事なものとなります。登録証と一緒に鑑定書が付いている場合もあります。刀を鑑定してくれる機関はいくつかありますが、鑑定書が付いていた場合も大事に保管しておくのが良いでしょう。

次回は日本刀の登録手順と行政書士業務について触れていきます。

(後編に続きます)

- ④ 賜劍の儀(しけんのぎ)
- ⑤ 草薙劍(くさなぎのつるぎ)
- ⑥ 天叢雲劍(あめのむらくものつるぎ、あまのむらくものつるぎ)
- ⑦ 三日月宗近(みかづきむねちか)
- ⑧ 童子切安綱(どうじぎりやすつな、どうじきりやすつな)